

## 八百津町地域クラブ（地域クラブ）活動規程

### （組織）

- 1 各地域クラブにおいて、活動に参加する生徒の保護者は、県ガイドライン※に定める内容ほか、地域クラブの運営、管理に責任をもつこととする。

※ 岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和5年3月策定）

- 2 地域クラブ運営については、活動に参加する保護者からなる「地域クラブ育成会」等を組織し、年1回以上の会合を開いて運営方針等について協議し、決定することとする。なお、部活動の育成会の会合と兼ねてもよいものとする。
- 3 地域クラブ育成会等において、練習の中止や怪我等の対応など、必ず連絡を取り合うことができるように、連絡手段を確立する。

### （活動）

- 4 地域クラブ活動において、事前に欠席把握している生徒については、地域クラブ代表者へ周知する。参加予定の生徒が参加していない場合は、地域クラブ責任の下、不参加生徒の家庭へ連絡・確認・対応する。ただし、事前に把握している欠席者については、部活動顧問より地域クラブ代表者へ事前に連絡を入れることとする。
- 5 各地域クラブ代表者は所属する生徒の保護者とし、原則1人以上の保護者または指導者の監督下で活動するものとする。不可能な場合は、地域クラブの活動をしない。
- 6 大会等の引率について、可能な限り保護者で行うこととする。その際、部活動顧問と連携をとって進めることとする。なお、団体への登録及び大会申込の手続きについては、部活動顧問と協力して行うこととする。
- 7 休日開催の試合については、公式試合の規定に基づき、中体連は部活動で、その他の大会に関しては可能な限り地域クラブで参加することを基本とする。ただし、大会の参加規程等の理由から、（部活動顧問や学校と参加する大会等協議の上）その他の大会に部活動で参加することも可とする。その際、部活動顧問と地域クラブとで十分連携をとって参加すること。
- 8 地域クラブで練習及び練習試合等を計画する場合は、必ず事前に顧問に報告（含：月別計画の提出）する。それを基に、部活動同様、月別の体育館（グラウンド）等使用割振を教員が行う。特に、部活動と地域クラブの区別を明確にする。なお、学校は学校開放施設可能日時通知書を前月の15日までに町教委へ提出する。
- 9 道具等については、部活動と共有して利用する。

10 鍵の管理については、八百津中学校施設は八百津町中央公民館（ファミリーセンター内教育委員会）にて、八百津東部中学校施設は久田見出張所にて行う。使用の際は、鍵の借用、返却を、地域クラブが責任をもって行う。

（事故・怪我の対応）

11 事故や怪我が発生した場合は、地域クラブ育成会 及び 地域クラブ指導者は受傷者への対応を優先するとともに、早急に当該生徒の保護者へ連絡する。なお、病院等を受診した場合は、教育委員会にその旨の連絡を入れる。（週明けに教育委員会より学校へ連絡する）

12 地域クラブの活動における傷害等については、地域クラブ加入者（指導者を含む）が、別途スポーツ傷害保険や賠償責任保険に任意に加入することとする。ただし、しばらくの間は認められた指導者の保険料については、町で支払うこととする。

（情報共有）

13 休日に活動をした際は、監督した保護者か指導者が活動記録報告書（様式）に練習内容や部活動顧問への引継ぎ事項を明記し、鍵を返却する際提出する。また、活動中にトラブル等が生じた際は、地域クラブで適切に対応し、その内容についても報告書に記載し、教育委員会に報告する。学校への連絡は教育委員会より行うが、詳細の説明が必要な事案については、地域クラブ代表者（監督した保護者）または指導者より学校へ説明を行う。

14 活動中の生徒に対する指導者の対応について、監督している保護者は不適切な指導がある場合は教育委員会に報告すること。